

令和6年第5回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年3月27日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	平賀 英和
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	菊池 恵理子
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	小田島 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長	高橋 景子
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 昌弘
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案 5 件及び協議 2 件が原案のとおり可決、承認された。

議案第 7 号 史跡八天遺跡整備基本計画について

議案第 8 号 北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第 9 号 北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について

議案第 10 号 北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会設置要綱について

議案第 11 号 北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則について

協議第 2 号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

協議第 3 号 地域教育力向上活動費補助金の廃止について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長 それでは、ただいまから令和6年第5回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長 (教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第7号「史跡八天遺跡整備基本計画について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長 ただいま上程になりました議案第7号史跡八天遺跡整備基本計画について、提案理由を申し上げます。

史跡八天遺跡整備基本計画は、令和3年度に策定した保存活用計画に基づき、整備の具体的方法、運営体制の整備等、史跡の整備と公開活用に関する基本的な計画を定めるものとして策定するものです。計画期間は、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの8年間です。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第7号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

本計画の目的としては、史跡八天遺保存活用計画に基づき、整備及び公開活用に係る基本方針、具体的方法、運営方針の整備等、本史跡における整備と公開活用に関する基本的な事項を定めることとしております。

また、本計画の基本理念としては、史跡八天遺についての調査研究を推進し、市民・地域と協働しながら史跡の本質的価値を恒久に保護することとしており、度重なる建て替えによって、長期間シンボリックモニュメントであり続けた、大形円建物を中心とする祈の場としての特長を反映させた史跡景観の創出・保全を図ります。

次に計画内容としては、第1章の「計画策定の経緯と目的」から第6章の完成予想図までの章構成としております。

事業計画としては、令和6年度に基本設計及び発掘等調査を実施し、令和13年度の開園を目指します。

整備概要としては、眺望の確保として、西側の北上川を見渡せる樹木伐採を実施します。また、本遺跡に特徴である大形円建物を中心とした遺構の表示を行います。園路整備としては、誰もが見学しやすい環境を確保するために、園路を整備し、その他は芝などによりグランドカバーを施します。来訪環境としては、利用者の来訪しやすい環境を整えるために、入口に駐車場・トイレ等を整備します。

これらを基本計画とし、八天遺跡の魅力を伝え、まちづくり・地域づくりに活用しながら未来に継承したいと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

高橋隆紀委員 最近の遺跡展示では、VRの活用も多くなっておりませんが、本計画でも検討しているものでしょうか。

文化財課長 VR等の導入等については、来訪者がスマートフォン等を活用することにより理解しやすい展示にしたいと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第8号「北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 ただいま上程になりました議案第8号北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

この規則は、文化財課業務体制を強化するため、文化財課に新たな係を設ける等の所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第8号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長 文化財課を2係体制とし、遺跡整備や大乘神楽への対応等、業務量が増えていることから、マネジメント体制の強化を図ろうとするものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第9号「北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 ただいま上程になりました議案第9号北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

この規則は、学校給食センター業務体制を強化するため、南部学校給食センターに新たな係を設ける等の所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和6年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お

願ひ申し上げます。

教育長 　　ただいま提案されました議案第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長 　　これまで学校給食センターには、係が設置されておりましたが、南部学校給食センターに係を新設しようとするものとなります。

教育長 　　改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 　　次に、議案第10号「北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会設置要綱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 　　ただいま上程になりました議案第10号北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会設置要綱について、提案理由を申し上げます。

この規則は、外部委員により組織された「北上市立学校適正配置の在り方検討委員会」から提言を受けた、未来を創る子ども達に対する、よりよい教育環境の構築と質の高い学校環境の実現を図るための教育のあり方を基に、「（仮称）北上市立小中学校適

正配置基本計画」を策定するため、外部委員による北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会を設置しようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

今後の北上市立学校適正配置基本計画策定に係る進め方としては、3月11日に外部検討委員から「きたかみの未来を創る教育のあり方」として、提言をいただいております、この提言を踏まえ、令和6年度からの2年間で「（仮称）北上市立小中学校適正配置基本計画」の策定を進めたいと考えております。

提言の中では、計画策定に係る留意事項が4点示されておりますので、この点に留意しながら計画策定を進めたいと考えております。具体的な進め方としては、新たに外部委員による検討委員会を立ち上げ、基本計画素案をまとめたいと考えております。併せて、市民説明会を開催し、本計画に係る理解を得たいと考えております。

今後のスケジュールや進め方についても、新たな検討委員会で検討いただくこととなりますが、事務局案としましては、令和6年度から、新たな検討委員会での検討を進めながら、各地域における地域協議会における検討も進めていただきたいと考えております。その後、令和7年度にパブリックコメント等を実施しながら、計画を策定したいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第11号「北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました議案第11号北上市立学校施設の開放規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

この規則は、成人年齢の引き下げに準じて、学校施設開放使用承認の対象となる団体の代表者の年齢要件を引き下げようとするものであります。

なお、施行日は令和6年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第11号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

学校開放の施設を利用する要件のうち、団体代表者の年齢要件を引き下げ、18歳とするものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第2号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第2号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

国の令和6年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価が改正される見込みであることから、就学援助費支給額を改正しようとするものであります。

この改正の施行日は令和6年4月1日であります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

国の予算単価が改正される見込みであることから、市規則を改正するものとなります。

具体的には、新入学児童生徒学用品費のうち、小学校に係る支給額を3,000円増額するものとなります。

支出見込額としては、令和5年度入学前支給の増額分として、40人分120,000千円、また、令和6年度新規認定分として、5人分285,300円、令和6年度入学前支給分として、45人2,567,700円を見込んでおります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第3号「地域教育力向上活動費補助金の廃止について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました議案第3号北上市地域教育力向上活動費補助金交付要綱の廃止について、協議理由を申し上げます。

地域の実態に応じた柔軟な活用ができるよう、地域づくり総合交付金への組み替えを行うことから、要綱を廃止するものであります。

以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

地域づくり組織が実施している子ども達を対象とした農業体験やスキー教室や郷土芸能継承事業に対し、現在、市からは、地域づくり交付金と本補助金の2つのスキームより支援を行っております。この支援スキームの効率化を図るため、本補助金を交付金に統合するものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第2号は、原案のとおり承認することに御異議
ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第2号は、原案のとおり
承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時35分)

議録作成者 教育長 平 野 憲

令和6年3月27日